

平成 19 年度普通会計決算の特徴

平成 19 年度の普通会計の決算は、歳入が 41,590,806 千円、歳出が 41,183,930 千円で前年度に比べて、歳入では 5,415,078 千円（15.0%）、歳出では 5,091,814 千円（14.1%）それぞれ増加し、歳入歳出差引から翌年度へ繰り越すべき財源 1,652 千円を除いた実質収支は 405,224 千円の黒字となっています。

歳入面では、前年度に比べて、財産収入で 1,631 百万円、地方譲与税で 690 百万円、地方交付税で 382 百万円、地方特例交付金では 218 百万円、それぞれ減少している反面、諸収入で 3,502 百万円、地方債で 2,738 百万円、繰入金で 975 百万円、地方税で 496 百万円、国庫支出金で 370 百万円、都道府県支出金で 231 百万円それぞれ増加しています。

減少の主な要因は、財産収入では土地売払収入において 1,637 百万円、地方譲与税では所得譲与税廃止により 687 百万円、地方交付税では普通交付税制度見直し等により 368 百万円、定率減税全廃に伴う減税補てん措置分縮小により地方特例交付金で 218 百万円がそれぞれ減少となったものです。また、各種交付金で 20 百万円、使用料・手数料で 3 百万円それぞれ減少となったものです。

増加の主な要因は、諸収入では貸付金元金収入において宅地造成事業会計への貸付金 4,000 百万円が皆増となったことによるもので、地方債では泉佐野駅前駐車場用地購入で 1,522 百万円、大阪府貸付金で 778 百万円の増加、繰入金では公共施設整備基金で 850 百万円の増加、地方税では主に市民税個人所得割において税源移譲及び定率減税の廃止など税法改正による影響で 904 百万円の増加となったものです。また、国庫支出金では主に障害者自立支援給付費負担金により、都道府県支出金では府税徴収事務委託金によりそれぞれ増加しています。

一方、歳出面では、積立金で 2,161 百万円、前年度繰上充用金で 1,625 百万円、人件費で 331 百万円、それぞれ減少している反面、貸付金で 3,969 百万円、投資的経費で 3,047 百万円、公債費で 1,105 百万円、物件費で 333 百万円、それぞれ増加しています。

減少の主な要因としては、積立金では、公共施設整備基金において 2,176 百万円が減少しているものであり、前年度繰上充用金は、1,625 百万円が皆減となったものです。また、人件費では、職員数や退職手当の減により 331 百万円減少となっています。

増加の主な要因としては、貸付金では宅地造成事業会計への貸付による皆増、投資的経費では第三中学校整備事業や泉佐野駅前駐車場用地取得事業などにより大きく増加しています。また、公債費については大阪府貸付金等の繰上償還により、物件費については事務委託化の実施及び指定管理者制度導入により増加しています。

総じて、決算の特徴としては、財政健全化期間と変わることなく財政健全化項目の取組みを継続しつつ、地方公共団体財政健全化法に関わる課題として宅地造成事業会計の健全化のための取組みや老朽化した義務教育施設の整備等により歳出総額では 5,092 百万円の増加となったが、歳入では、財産収入において土地売払収入が減少し、所得譲与税廃止により地方譲与税が減少となり、地方特例交付金では定率減税廃止に伴い減税補てん措置分の縮小により減少したものの、税源移譲など税法改正により市税が増加となり、公共施設整備基金からの繰入金の増や退職手当債の発行などの財源手立て

により、歳入総額では 5,092 百万円の増となり、単年度収支では 357 百万円、実質収支では 405 百万円の黒字となったものです。

次に、地方債現在高については、74,998 百万円となり、対前年度 421 百万円の増加となっています。これは、宅地造成事業会計からの用地買取りなどによるものであり、臨時財政対策債を除く残高では 305 百万円減少となっています。また、積立金現在高については、公共施設整備基金を 1,100 百万円取り崩した一方で、りんくうタウン公共施設引継ぎに伴う負担金で 144 百万円、土地売却収入で 6 百万円などを積み立てたことにより 4,467 百万円となり、対前年度 1,047 百万円の減少となっています。

財政指標の面では、実質収支比率が 2.1%と昨年度から 1.9%改善するものの、経常収支比率では、101.1%と昨年度から 1.7%悪化しています。これは人件費の抑制、繰出金や補助費などの財政健全化の取組みによる経常経費の削減を行いましたが、地方譲与税や地方交付税の減少により分母となる歳入経常一般財源が減少したことによるものです。

また、公営企業債の元利償還に対する繰出などを加味した実質的な公債費負担の指標である実質公債費比率については、算定方法が変更となり、都市計画事業のために発行した地方債償還額に都市計画税が充当できることになり、3ヶ年平均では 16.9%、単年度では 18.3%となり、比率自体は改善したものの、同様に算定した昨年度の 15.9%からは 2.4%悪化しています。

最後に、今回の決算では 2 年連続の黒字決算となりましたが、これについては、退職手当債の発行や公共施設整備基金からの繰入金などによるものであり、経常的な収入だけでは歳出総額を到底賄うことはできない状況にあります。そのような中で、地方公共団体財政健全化法が施行され、普通会計以外の公営企業会計や特別会計も含めた市トータルの会計について健全化を図っていくことが求められています。今後も、集中改革プランに掲げる事務事業の再編整理、廃止統合、民間委託等の推進、定員・給与の適正化、地方公営企業の見直し等を進めることはもとより、市の全会計の健全化へ向けた財政運営を行っていく必要があります。